

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）33条の規定に基づく一時保護決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和元年7月27日付けで行った、請求人の子である〇〇さん（同年〇月〇日生。以下「本児」という。）に係る法33条の規定に基づく一時保護決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

（本件処分の理由に、本児を安心・安全に養育するための環境調整が必要とあるが、）出産前から〇〇県の実家で養育する環境は完備している。我が子を大切に育てる気持ちはゆるぎないものであり、関係者も理解してくれていると信じていた。

また、処分庁は、請求人に対する支援を放置し、本児の健康状態についての情報提供も怠っており、担当職員の不適切な言動もあって、請求人の処分庁への信頼は破綻しており、本児の育成をゆだねることはできない。

さらに、他にゆるやかな方法が存在するにもかかわらず、慎重な検討をせずに、親子分離という厳しい処分を継続しており、本児を

安心・安全に養育する目的に照らして必要な限度を超えている。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年 3月 3日	諮問
令和2年 4月 10日	請求人から主張書面を収受
令和2年 6月 23日	審議（第44回第1部会）
令和2年 7月 27日	審議（第45回第1部会）
令和2年 8月 24日	審議（第46回第1部会）
令和2年 9月 24日	審議（第47回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法26条1項は、児童相談所長が、相談に応じた児童又はその保護者について、必要があると認めたときは、法26条1項各号の措置を採らなければならないものとし、1号として「次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。」を掲げている。

これを受けて、法27条1項は、上記報告のあった児童について、「次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。」とし、同項3号は、児童を乳児院等の児童福祉施設に入所させる措

置について規定している。また、同条4項は、同条1項3号の措置は、原則として、児童に親権を行う者の意に反して、これを採ることができないと規定している。

- (2)ア 法33条1項は、児童相談所長は、必要があると認めるときは、法26条1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができると規定し、法33条2項は、都道府県知事は、必要があると認めるときは、法27条1項又は2項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができると規定している。

また、法33条3項は、前項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から2月を超えてはならないと規定し、同条4項は、前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き同条1項又は2項の規定による一時保護を行うことができると規定している。

さらに、法33条5項は、前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後2月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならない。ただし、当該児童に係る法28条1項1号又は2号ただし書（注：法27条1項3号に基づき乳児院等に入所させること等を指す。）の承認の申立てがなされている場合は、この限りで

ないと規定している。

イ 法33条1項の「必要がある」場合については、「一時保護ガイドライン」（平成30年7月6日付子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「ガイドライン」という。）Ⅱ・2・(2)・イでは、緊急保護を行う必要がある場合として、「適切かつ具体的な援助指針（援助方針）を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合」等としている。

そして、一時保護の要件が「必要があると認めるとき」との文言で規定されていること及び児童の福祉に関する判断には児童心理学等の専門的な知見が必要とされることからすれば、児童に一時保護を加えるか否かの判断は、都道府県知事ないしその権限の委任を受けた児童相談所長の合理的な裁量に委ねられていると解するのが相当であり、児童相談所長等が上記裁量を逸脱し又は濫用した場合に限り、一時保護処分を行ったことが違法となるというべきである（東京地方裁判所平成27年3月11日判決・判例時報2281号80頁参照）とされている。

ガイドラインは、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言に当たるものであり、上記で引用した部分は、合理的で妥当なものと解される。

ウ なお、東京都知事は、法27条1項及び33条2項に係る権限を、法32条1項、地方自治法153条2項並びに法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）1条1項1号及び5号の規定に基づき、児童相談所長に委任している。

2 本件についての検討

これを本件についてみると、本児に対して一時保護を加えるか否かは、処分庁の合理的な裁量に委ねられていると解すべきところ（1・(2)・イ）、

(1) 処分庁は、支援センターの職員とともに、出産後の請求人及び祖母と面会し、本児の相談を受け、請求人から施設入所の同意を

得て、当初入所措置を取ったこと。

- (2) 本児が乳児院に移送された後、請求人は、本児を返してほしいと訴えるようになり、担当者が請求人の養育能力（医療受診による確認）、養育環境（〇〇県の実家）の調査が必要である旨述べたが、一方的に入所措置の同意を撤回するメールを送付したと。
 - (3) 処分庁は、(2)の同意撤回を受けて、当初入所措置を解除し、「本児を安心・安全に養育するための環境調整が必要な為。」として前回一時保護を行ったこと。
 - (4) その後、担当者は、〇〇県の実家に帰った請求人と面談し、請求人の言動が不安定で、入所措置の意味と必要性の理解が得られていないと感じている旨を述べ、改めて入所措置の同意を求めたところ、請求人は同意する意向を示し、後日、施設入所に係る承諾書を処分庁に送付し、本件入所措置が行われたこと。
 - (5) その約1ヶ月後、請求人は再び入所措置の承諾を撤回するメールを送付し、処分庁は一時保護（本件処分）を行ったこと。
- 以上の経過事実が認められる。

そして、本児は、1歳に満たない乳児であり、親権者の養育能力、養育環境を特に慎重に判断する必要があるところ、請求人は、①入所措置の同意と撤回を繰り返したり、突発的に乳児院に行くなど、精神的に不安定で、本児を養育する上で必要な安定的で自制的な行動ができるか疑問の余地があること（このことは、A氏と連絡を絶つと言いながら、〇〇でA氏を訪ね、警察に通報されていることから裏付けられる。）、②統合失調症、適応障害の診断を受けているが、自ら医療受診の必要性を感じておらず、継続的に医療受診を行って精神状態を確認する必要性が認められることからすれば、処分庁が、請求人が本件入所措置の承諾を撤回した後、本児を安心・安全に養育するための環境調整が必要であるとして、本児を一時保護（本件処分）したことは、ガイドラインの規定に沿うものであり（1・(2)・イ）、合理的な裁量の範囲内であるということ

ができる。

以上によれば、本件処分は、上記 1 の法令等の定めに基づき適正になされたものというべきであって、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第 3 のとおり、本件処分は違法・不当であると主張する。しかし、本件処分が、法令等の定めにもとづいたものであり、違法・不当なものとはいえないことは、上記 2 に示したとおりであり、請求人の主張を認めることはできない。

なお、当審査会が令和 2 年 4 月 10 日に収受した主張書面において、請求人は、令和 2 年 3 月 23 日付けの東京家庭裁判所調査官作成の調査報告書の写しを証拠資料として提出している。しかしながら、当該調査報告書で明らかになった詳細な事実については、いずれも本件処分が行われた時点では明らかになっていなかったものである。そして、一時保護決定としての本件処分の性質上、本件処分の適法性は、処分の時点において所定の手続きに従って実施された調査の結果として明らかになっていた事実に基づいて判断するのが適当である。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行ってきた審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹